

我 告急に氏諸員合組

3月19日
改定

工場創立趣意書

世の中が道々進歩致しました、例へば現今のどんな、繁華な都會でも昔は種油の灯を引あんどの、あかりしか、ありません、でしたが、それが段々進歩発展につれて、石油洋燈になり、遂に電氣に變化してしまひまして、只今では如何なる山奥の一軒家でも、昔の様な、あんどのあかりを見たくても見られなくなりまして、さて我々の従事したる居る、友禪業、その昔諸君も御承知の通り、宮崎友禪齋が發明されたものです、それから既に二百有餘年を數へますが、諸君どうです、友禪様の花類松竹梅、櫻牡丹、紅葉龍虎或は、五月糺り等は、その昔も只今も、少しも變りなく、一種の美術として、いつの世になつても、變りなく歡迎されます、然るに美術は世の進歩につられて、行くもので、機械で出来ませんか、或る人は尋ね又事實昔から金を投じてそれを考へて居る人がなくありませんか、以前から、ナセン、ご申します極く枚數の少ないものに機械の應用が出来ましたよが、どんな機械をもつてしても、我々の手に有る技術を發揮することは決して出来ません、我が國の風俗の改革がありまして、花模様的美術は替はりません斯様な質方ある、結構な 職業に従事する我々には、實に幸福ではありませんか。

實力ある結構な職業に従事する我々がなぜ生活の不安を來たすか

之は皆さん社會に働かずして遊んで莫大な金を儲け美食贅澤を盡くし、本主義の制度と黄金萬能主義があるからです、悪い事は、だれも、見知りやすく友禪工場主も、多岐かれに感化されて、眼の前だけ考へる一部少數の工場主は、温健なる、勞資協調で立ちたる、我々の職工組合も、未だに否認してをる有様です、彼等は只だ金を儲けんとして、己れの事のみ考へて、産業の發達如何んは眼中にないのです、任事が、少し、忙はしければ、限りなく工場を擴張して、職工がたならなければ、西東も分らない、百性を、友禪業にすれば、金が多きと、儲かるぞと云つて幾々に誘惑してつれて來るのです、これが爲め遂に金錢に目がくらみ悲惨な奴隷生活に陥つて來る徒弟も、あります、諸君も善く御承知でしよ此の事は、明治四十二年頃にして七十三軒の工場で貳千人以上の職工が、大正四五年頃は、工場三十二となり職工は七百程になりました、然るに廢業された工場主の中には、結構に暮して居るのに、我々職工は一時に解雇されました、失業の爲めに生活難に追はれ、身になれない、アノ雑役を致しましてをぞをぞを命を命として居るのであります、斯くの如き悲惨な歴史を今又眼の前に見よとして居るのであります、我々は不安で考へて居られせん、英國には三百五拾年昔に布を織る職工の、徒弟の使用人數を制限すると同時に、職人の賃金は、各地方の陪審判事が、公定して、職工の生活の保

起業計畫ノ大要

- 一、第一回拂込 壹萬貳千五百圓 但シ五拾圓株 壹千株
- 一、第一回拂込ミニテ事業ヲ開始ス 但シ一拾貳圓五拾錢
- 二、第二回拂込ム事爲カラン
- 一、金四千八百圓 坪六拾圓建 八拾坪
- 一、金四拾圓 工場 但シ貳拾壹名
- 一、金貳千圓 借用地代 四百坪 坪拾錢
- 一、金壹百貳拾圓 板百枚 但シ一枚 參拾圓
- 一、金六拾圓 形百形舟
- 一、金六拾圓 煙形突
- 一、金六拾圓 萬力セイロ 箱
- 一、金貳拾圓 其他糊場用器
- 一、金參拾圓 大鎌 道具
- 一、金貳拾圓 家具 諸三具
- 一、金參拾圓 糊桶百三拾
- 一、金參拾圓 井戸 掘費 道具 一式
- 一、金參拾圓 車一臺 スイイムシホ
- 一、金參拾圓 登記費 創立費
- 總計 金壹萬〇八百六拾圓
- 右固定資本金
- 總計 壹千六百四拾圓ヲ以テ事業開始ノ運轉資金トス
- 總計 壹萬貳千五百圓

収入見積之部

- 一、壹年間ノ板上ノ地付十五枚物平均 八千五百圓
- 一、金五萬五千貳百五拾圓
- 但シ任替費金目下反拾貳圓ヨリ貳拾五圓迄デ
- 右仕替費ハ反拾參圓トス
- 拾五枚物地付ばかりとして見積貳拾壹名工場ヲ十八名働クトス、拾ケ年ノ内二ヶ月ハ不景氣ニテ休業トス
- 拾ケ月就業シ、組合ノ工場故職工諸君に勉勵して一日平均、貳拾五枚ト六形スレバ既記ノ通りニナリマス

一年間ノ支出之部

- 一、金壹萬貳千七百五拾圓 職工手間費

第十四條 本會社、毎會計期終了ノ翌日ヨリ其ノ定時株主總會終結ノ日ヲ株式ノ名義ノ書換ヘテ
 又又必數ノ場合ニ於テ、之ノ期間ヲ定メテ之ヲ停止スルコトヲ得ル
 第十五條 株主總會
 第十六條 本會社ノ定時株主總會、毎年六月及び十二月ニ於テ之ヲ召集ス
 第十七條 株主總會、取締役會ヲ設ケ、必要ノ設置タルトシ之ヲ召集ス
 第十八條 株主總會ノ決議ニ付シテ社長ノ任ヲ解任シ、或ハ他ノ取締役ノ任ヲ
 第十九條 株主總會、或ハ社長ノ通知ニ付シテ、目的事項以外ノ事項ヲ行ハズ
 第二十條 株主總會、或ハ社長ノ承認ヲ得テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第二十一條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第二十二條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第二十三條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第二十四條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第二十五條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第二十六條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第二十七條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第二十八條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第二十九條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第三十條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第三十一條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第三十二條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第三十三條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第三十四條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第三十五條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第三十六條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第三十七條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第三十八條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第三十九條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル
 第四十條 株主、或ハ社長ノ同意ヲ以テ、之ヲ召集スルコトヲ得ル